

## ユニット型介護老人福祉施設こころ利用料金

ユニット型個室

カッコ内は旧措置入所者

*ご契約者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1.サービス利用料金	6,590 円 (6,590 円)	7,290 円 (7,610 円)	8,020 円 (7,610 円)	8,720 円 (8,970 円)	9,410 円 (8,970 円)
2.うち、介護保険から給付される金額	5,931 円 (5,931 円)	6,561 円 (6,849 円)	7,218 円 (6,849 円)	7,848 円 (8,073 円)	8,469 円 (8,073 円)
3.サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	<b>659 円</b> <b>(659 円)</b>	<b>729 円</b> <b>(761 円)</b>	<b>802 円</b> <b>(761 円)</b>	<b>872 円</b> <b>(897 円)</b>	<b>941 円</b> <b>(897 円)</b>
4.機能訓練加算	12 円				
5.栄養ケアマネジメント加算	14 円				
6.日常生活継続支援加算	23 円				
7.サービス提供体制強化加算Ⅱ	6 円				
8.看護体制加算Ⅰ	4 円				
9.看護体制加算Ⅱ	8 円				
10.夜勤職員配置加算	18 円				
<b>自己負担額</b>	<b>738 円</b> <b>(738 円)</b>	<b>808 円</b> <b>(840 円)</b>	<b>881 円</b> <b>(840 円)</b>	<b>951 円</b> <b>(976 円)</b>	<b>1020 円</b> <b>(976 円)</b>

- 日常生活支援加算：介護福祉士を入居者の数が6又は端数を増す毎に1名配置
- 看護体制加算Ⅰ：常勤の看護師を1名以上配置
- 看護体制加算Ⅱ：定員60名に対し看護師4名以上を配置

- ☆ 看取り介護加算（死亡日以前4日～30日80円・死亡日の前日、前々日680円・死亡日1,280円）が加算される場合があります。
- ☆ 経口移行加算28円が加算される場合があります。
- ☆ 入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として1日につき**30円**が加算されます。また、入院期間が30日を超えてその後退院されて施設に戻られた場合も、退院された日から30日間は初期加算として1日30円加算されます。
- ☆ 病院などへ入院された場合及び外泊をされた場合、月に6日を限度として所定単位数に代えて1日246円加算されます。
- ☆ 要介護度3以上の方で3ヶ月を限度に同一のお部屋と在宅を計画的に相互に利用された場合、在宅・入所相互利用加算として30円が加算されます。
- ☆ 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき特別食が提供された際は療養食加算として1日23円が加算されます。

上記自己負担額（各種加算を含む）の月額に、介護職員処遇改善加算2.5%が加算されたものが、合計額になります。

- ☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦

お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

### 《食費・居住費（1日あたり）》

居室に係る自己負担額：1日1,970円

食事に係る自己負担額：1日1,380円

☆負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担額となります。

\*以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### 《サービスの概要と利用料金》

#### ①特別な食事

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

#### ②理髪・美容

〔理髪サービス〕

2か月に1回、理容師による出張理髪サービス（調髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 1,600円

#### ③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

- ・利用料金：その都度必要とされた、材料代等の実費をいただきます。
- ・その他詳細については、別紙の事業計画書を参考にして下さい。

#### ④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費（1枚につき10円）をご負担いただきます。

#### ⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものに係る費用を負担いただきます

おむつ代は、介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

## 従来型介護老人福祉施設こころ利用料金

多床室（2人部屋）

カッコ内は旧措置入居者

*ご契約者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1.サービス利用料金	7,890 円 (7,890 円)	8,530 円 (8,940 円)	9,240 円 (8,940 円)	9,890 円 (10,210 円)	10,540 円 (10,210 円)
2.うち、介護保険から給付される金額	5,931 円 (5,931 円)	6,561 円 (6,849 円)	7,218 円 (6,849 円)	7,848 円 (8,073 円)	8,469 円 (8,073 円)
3.サービス利用に係る自己負担額（1-2）	<b>789 円</b> <b>(789 円)</b>	<b>853 円</b> <b>(894 円)</b>	<b>924 円</b> <b>(894 円)</b>	<b>989 円</b> <b>(1021 円)</b>	<b>1054 円</b> <b>(1021 円)</b>
4.機能訓練加算	12 円				
5.栄養ケアマネジメント加算	14 円				
6.日常生活継続支援加算	23 円				
7.サービス提供体制強化加算Ⅱ	6 円				
8.看護体制加算Ⅰ	4 円				
9.看護体制加算Ⅱ	8 円				
10.夜勤職員配置加算	13 円				
自己負担額	<b>869 円</b> <b>(869 円)</b>	<b>933 円</b> <b>(974 円)</b>	<b>1004 円</b> <b>(974 円)</b>	<b>1069 円</b> <b>(1101 円)</b>	<b>1134 円</b> <b>(1101 円)</b>

- 日常生活支援加算：介護福祉士を入居者の数が6又は端数を増す毎に1名配置
- 看護体制加算Ⅰ：常勤の看護師を1名以上配置
- 看護体制加算Ⅱ：定員30名に対し看護師2名以上を配置

- ☆ 看取り介護加算（死亡日以前4日～30日80円・死亡日の前日、前々日680円・死亡日1,280円）が加算される場合があります。
- ☆ 経口移行加算28円が加算される場合があります。
- ☆ 入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として1日につき**30円**が加算されます。また、入院期間が30日を超えてその後退院されて施設に戻られた場合も、退院された日から30日間は初期加算として1日30円加算されます。
- ☆ 病院などへ入院された場合及び外泊をされた場合、月に6日を限度として所定単位数に代えて1日246円加算されます。
- ☆ 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき特別食が提供された際は療養食加算として1日23円が加算されます。

上記自己負担額（各種加算を含む）の月額に、介護職員処遇改善加算2.5%が加算されたものが、合計額になります。

- ☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険

から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

### 《食費・居住費（1日あたり）》

居室に係る自己負担額：1日 320円

食事に係る自己負担額：1日1,380円

☆負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担額となります。

\*以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### 《サービスの概要と利用料金》

#### ①特別な食事

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

#### ②理髪・美容

〔理髪サービス〕

2か月に1回、理容師による出張理髪サービス（調髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 1,600円

#### ③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

- ・利用料金：その都度必要とされた、材料代等の実費をいただきます。
- ・その他詳細については、別紙の事業計画書を参考にして下さい。

#### ④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費（1枚につき10円）をご負担いただきます。

#### ⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものに係る費用を負担いただきます

おむつ代は、介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。